

広 情 審 第 1 6 号  
平成 2 4 年 1 0 月 4 日

広島市長 松 井 一 實 様

広島市情報公開審査会  
会長 大久保 隆 志

公文書開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 3 年 1 1 月 8 日付け広整計第 2 5 5 号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第 5 6 号関係）

# 答 申 書

平成23年11月8日付け広整計第255号で諮問のあった事案（諮問第56号で受理）について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

『線引きにあたっての技術的基本方針（以下「基本方針」という。）』が掲載されている資料のすべて」（以下「本件対象公文書」という。）の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が行った開示決定は、妥当です。

## 第2 異議申立ての趣旨

平成23年10月27日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年10月12日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が同月24日付け広整計第250号で行った開示決定（以下「本件開示決定」という。）を取り消し、「基本方針」の掲載資料（出典）のすべてを開示するよう求めているものです。

## 第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書及び口頭意見陳述等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 平成23年8月9日付けで申立人に開示決定された「基本方針」は、1枚きりで頁数も記載されていないし、作成者も作成日付も含めて出典が明らかでなかった。

そこで、申立人は、同年10月12日付けの本件開示請求で「基本方針」が掲載されている資料のすべての開示を求めたものである。

ところが、実施機関は、本件開示請求に対し、前回と同じ「基本方針」1枚を開示決定した。このことは、対象公文書の不存在ならともかく、既に交付している公文書の資料の掲載資料（出典）を求めた開示請求に対し、既に交付した公文書と同一文書を開示することは許しがたい。

- 2 申立人の所有する土地（以下「本件土地」という。）について、実施機関は「地類界」によって市街化区域と市街化調整区域に区分（以下「区域区分」という。）を決定しており、その根拠として、実施機関から「基本方針」を情報公開されたものである。

実施機関は、この「地類界」という考え方が記載されている「基本方針」が都市計画法とどのような法的関連があるのかを示す必要があり、曖昧な基準によって権利を制限する区域区分の決定は許せない。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 申立人は、平成23年7月26日付けで「市街化調整区域と市街化区域の区界を表示する『道路界・地番界・地類界・道界・工作物界・水路界など』の用語は、都市計画法においてどのような意味内容を持つのかが分かる文書」を開示請求（以下「前回の開示請求」という。）した。これに対し、実施機関は同年8月9日付けで「都市計画の手引き」「基本方針」「都市計画法の抜粋」を開示した。
- 2 次に、申立人は、平成23年10月12日付けの本件開示請求で「基本方針」が掲載されている資料のすべての開示を求めた。これに対し、実施機関は同月13日に申立人に電話し、「基本方針」は何かの資料の一部ではないことから、開示するとすれば、同年8月9日付けで開示した「基本方針」1枚になる旨を説明し、申立人の了解を得たので、本件開示決定を行ったものである。

#### 第5 審査会の判断理由

当審査会としては、本件対象公文書を見分するとともに、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）の規定に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

- 1 条例第19条第4項の規定に基づく当審査会の調査により次のことが確認されました。
  - (1) 本件土地は、都市計画法に基づいた広島圏都市計画区域に位置しています。広島圏都市計画区域は区域区分されており、区域区分の決定にあたっては、実施機関が航空写真から縮尺2,500分の1の地形図を図化し、広島県等他の行政機関等と協議を行い、位置が明確な「道路界」、「工作物界」をはじめ、宅地と斜面などの地形の変化線である「地類界」等を境として地図上で線引きの案を作成しています。また、地図上不確かな場所がある場合などには、必要に応じ、補足的に現地調査していることが認められます。

そして、実施機関が作成したこれらの資料を基に広島県都市計画審議会の開催等の手続を経て、広島県が区域区分の都市計画決定をしていることが認められます。

本件土地に係る区域区分は、都市計画関係図面に「地類界」と付記表示されていることから、昭和46年当時に地形等によって線引きし、区域区分決定したもので

あると思われます。

- (2) 関係職員から事情を聴取した結果によると、「基本方針」に記載されている「2 付記表示の考え方」は、平成13年度頃に当時の計画調整課（現在の都市計画課）の職員が、広島県作成の「都市計画の手引き」において、区域区分線について道路界や地番界等の付記表示をするよう定められているため、その付記表示の事例や考え方を市民に対してわかりやすく説明等を行うことができるよう、それまで積み重ねた共通認識を取りまとめた参考資料として作成したものであり、文献や他の資料から直接引用したものではないこと、また、その作成過程においても、実施機関内部で決裁等の手続を経たものではないことの各事実が認められ、他にこの認定を覆すに足りる資料等はありませんでした。

このような経緯に照らし、本件「基本方針」は、担当課内において単に参考資料として独自に作成されたものであって、決裁手続を経て組織的に意思決定された要綱や要領に相当するものではないと判断されます。ただし、当該文書は、組織共有されているため、開示請求上の公文書には該当します。

- 2 以上の事実を総合すると、「基本方針」の他に出典等の文書は存在せず、「基本方針」1枚のみであるとの実施機関の説明に特段不合理な点はないと考えられます。
- 3 申立人は、本件開示請求に対し、前回開示した「基本方針」の他に出典等の文書が存在しないのであれば、対象公文書の不存在決定をすべきである旨主張しています。しかし、本件開示請求が「基本方針」の掲載資料（出典）のすべての開示を求めたものであることに照らすと、「基本方針」そのものが請求対象公文書に含まれると解することが、合理性を欠くものとまでは言えず、結果として申立人の意に沿わないことになったとしても、やむを得ないものと考えられます。
- 4 なお、「基本方針」は、上記1のとおり、実施機関内の共通認識を取りまとめた参考資料として平成13年度頃に作成されたものであり、昭和46年当時の本件土地を含む区域区分決定に直接係わるものではないことが認められます。
- 5 以上のことから、本件開示請求に対し、実施機関が「基本方針」1枚を開示した本件開示決定は、妥当であると判断するものです。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
23. 11. 8	広整計第255号の諮問を受理（諮問第56号で受理）
24. 7. 10 （第1回審査会）	審議（事案の概要説明）
24. 8. 23 （第2回審査会）	審議（申立人の口頭意見陳述）
24. 10. 2 （第3回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
近 藤 いずみ	弁護士
佐田尾 信 作	中国新聞社論説委員室副主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授